

## 東浦町地域防災計画の修正要旨

### 1 市町村地域防災計画の趣旨

市町村地域防災計画は、当該市町村の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項について定めた防災に関する総合的な計画であり、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている。

また、地域防災計画の作成・修正は、災害対策基本法第 16 条及び東浦町防災会議条例第 2 条の規定に基づく東浦町防災会議の所掌事務とされている。

### 2 主な修正事項及び修正箇所

- ・ 災害中間支援組織に係る修正（風水害等編 p.12、地震・津波編 p.196）  
災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連携体制の構築や、同組織の育成及び災害ボランティアセンターの運営を支援する者（社会福祉協議会等）との連携について追記。
- ・ 災害ケースマネジメント（風水害等編 p.49、地震・津波編 p.233）  
一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組である「災害ケースマネジメント」等の仕組みの整備及び実施に努めることについて追記。
- ・ 町の機構改革に伴う修正（風水害等編 p.28 他、地震・津波編 p.208 他）

### 3 その他

計画内容に影響のない範囲において、字句の修正をする。